

# 弁理士科研究室

## 弁理士科研究室とは？

### どんな研究室か？

資源を持たない我が国の産業の国際競争力を強化し、持続的な経済成長を実現するためには、付加価値の源泉である技術革新や経営革新が不可欠であり、その基盤となる知的財産システムはますます重要になっています。また、経済の国際化やITの進歩に伴い、知的財産の流動性も高まっています。こうした中、知的財産システムの中心的役割の担い手として弁理士への期待が高まっています。

現に、弁理士法第1条では、「弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。」と弁理士の使命を規定しており、弁理士は公益性の高いやりがいのある資格といえるでしょう。

知的財産権の専門家である弁理士（国家資格）が行う中心的な業務は、

- ・特許・意匠・商標などの出願や審判請求に関する特許庁への手続についての代理
- ・知的財産権に関する仲裁事件の手続についての代理
- ・特許や著作物に関する権利、技術上の秘密の売買契約などの契約交渉や契約締結の代理
- ・特許法等に規定する訴訟（審決等取消訴訟、特許権等侵害訴訟）に関する訴訟代理などです。

弁理士は、特許事務所や法律事務所に勤務するのみならず、企業の知的財産部・法務部や官公庁・大学の産学連携に関係する部門などで知的財産権に関わる専門家として活躍することができます。

弁理士科研究室は、この弁理士になることを目標とし、弁理士試験合格を目指すための研究室です。

### メリット

研究室生は、弁理士試験対策として設けられた、基礎講座及び少人数形式によるゼミ等において懇切丁寧な指導を受けることができるため、まったく知識のない状態からでも弁理士試験の勉強を始めることができます。講師陣は、当研究室出身の先輩であり、指導は最新の試験動向を踏まえた内容となっています。当研究室の講義は、少人数形式の講義が多いため、研究室生はきめ細かな指導を受けることができます。したがって、研究室生は気軽に講師に対して質問がしやすい環境で勉強ができるので、効率のよい勉強方法についてのアドバイスを受けることができます。

弁理士科研究室には、集中して勉強できる環境作りの一環として、研究室生専用の自習席が設置されています。また、研究室生は、専用の書庫に設置された弁理士試験に必要な参考書や資料を自由に閲覧することができます。

当研究室では、同じ目標を持った仲間と切磋琢磨するという環境の中で、毎年のように合格者を輩出しており、多くの先輩が弁理士として、企業の知的財産部・法務部や特許事務所・法律事務所や官公庁・大学の産学連携に関係する部門などで、知的財産権のエキスパートとして活躍しています。

また、弁理士科研究室は、50年以上の歴史と伝統を有する研究室です（昭和34年4月創設）。さらに、研究室生は、日本大学出身の弁理士によって結成された弁理士桜門会の全面的なバックアップを受けることができます。したがって、研究室生は、合格後も各界で活躍する数多くの先輩弁理士と交流することができ、弁理士としてのキャリア設計等においても貴重なアドバイスを受けることができます。

合宿など弁理士科研究室の各行事では、当研究室OB・OGの弁理士が多く参加します。その際、当研究室OB・OGとの会話を通して実際の弁理士の業務や弁理士試験合格の秘訣等を聞くことでモチベーションの向上にも繋がります。

弁理士科研究室での勉強は、弁理士資格を取得するための最短コースであり、かつ、一人前の弁理士となるための最短コースでもあります。

## 弁理士科研究室在籍者の合格実績（直近6年間）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合格者（内：現役）	6名（1名）	2名	3名（1名）	3名（2名）	3名（2名）	2名（1名）

※ 平成28年度12月判明分

### 入室条件

弁理士科研究室に在籍するためには、入室試験に合格する必要があります。  
入室試験の受験資格者は、法学部の学生・大学院生・卒業生、及び他学部の学生・大学院生・卒業生です。

### 入室説明会

入室説明会は、毎年4月に2回行います。  
入室説明会の詳細につきましては、本館1階、5号館1階の研究室掲示板に掲示します。  
入室説明会では、弁理士試験に関する質問や弁理士科研究室に関する質問を受け付けます。また、入室説明会では、弁理士科研究室OB・OGの弁理士の先生に来て頂き、弁理士の業務内容や弁理士の仕事の魅力等を聞くことができます。

### 入室試験

入室試験は毎年4月下旬を予定しています。試験内容は筆記試験及び面接です。（その年により試験内容を変更する場合があります。）  
入室試験の日程等につきましては、本館1階、5号館1階の研究室掲示板に掲示します。

## 弁理士試験の内容

### 受験資格

特にありません（学歴、年齢、国籍等による制限は一切ありません）。したがって、大学1年生からでも受験することができます。

### 弁理士試験の実施スケジュール

弁理士試験は、短答式筆記試験、論文式筆記試験、口述試験の3段階からなり、年1回行われます。短答式筆記試験に合格しなければ論文式筆記試験を受験できません。また、論文式筆記試験に合格しなければ口述試験を受験できません。  
弁理士試験の実施スケジュールは、下記のとおりです。

受験願書配布	：3月上旬～4月上旬	論文式筆記試験合格発表	：9月下旬
受験願書受付	：4月上旬	口述試験	：10月中旬
短答式筆記試験	：5月中旬～下旬	最終合格発表	：11月上旬
短答式筆記試験合格発表	：6月上旬	実務修習	：12月～3月
論文式筆記試験：必須科目	7月上旬		
論文式筆記試験：選択科目	7月下旬		

### 試験科目

#### (1) 短答式筆記試験

試験科目	○工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）に関する法令（*出題範囲には、工業所有権に関する条約に関する規定が含まれており、工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を考查します） ○工業所有権に関する条約 ○著作権法及び不正競争防止法
出題形式	5枝択一：マークシート方式
出題数	60題
出題配分比	概ね、特許・実用新案、意匠、商標、条約、著作権法・不正競争防止法は、2：1：1：1：1の比率
試験時間	3.5時間

## (2) 論文式筆記試験

論文式筆記試験は、工業所有権に関する法令についての知識を問う【必須科目】と、技術に関する知識や法律に関する知識を問う【選択科目】により構成されています。

試験科目	【必須科目】 ○工業所有権に関する法令 (1)特許・実用新案に関する法令（*出題範囲には、工業所有権に関する条約に関する規定が含まれており、工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を考查します） (2)意匠に関する法令 (3)商標に関する法令		
	【選択科目】 ○次に掲げる選択問題から、受験願書提出時に1科目を選択します。		
		科目	選択問題
	1	理工Ⅰ（機械・応用力学）	流体力学，熱力学，土質工学，材料力学
	2	理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学，電磁気学，回路理論
	3	理工Ⅲ（化学）	物理化学，有機化学，無機化学
	4	理工Ⅳ（生物）	生物学一般，生物化学
5	理工Ⅴ（情報）	情報理論，計算機工学	
6	法律（弁理士の業務に関する法律）	民法* <sup>1</sup>	
*1：総則，物権，債権が範囲となります。			
試験時間	【必須科目】 特許・実用新案：2時間，意匠：1.5時間，商標：1.5時間 【選択科目】1.5時間		
配点比率	特許・実用新案，意匠，商標，選択科目は，2：1：1：1の比率		

## (3) 口述試験

試験科目	○工業所有権に関する法令 (1)特許・実用新案に関する法令（*出題範囲には、工業所有権に関する条約に関する規定が含まれており、工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を考查します） (2)意匠に関する法令 (3)商標に関する法令
試験時間	各科目とも10分程度
試験方法	面接方式（受験者が各科目の試験室を順次移動する方法により実施します。）

### 弁理士試験の免除制度

弁理士試験には、種々の免除制度があります。その中で、学生の皆さんが今後適用を受け得る可能性のある免除制度は次のとおりです。

#### (1) 短答式筆記試験の免除

- 短答式筆記試験合格者は、短答式筆記試験の合格発表の日から2年間、短答式筆記試験が免除されます。
- 工業所有権に関する科目の所定の単位を修得し大学院を修了した方は、大学院の課程を修了した日から2年間、工業所有権に関する法令、工業所有権に関する条約の試験科目が免除されます（本学大学院法学研究科知的財産コースで本制度利用可）。

#### (2) 論文式筆記試験（必須科目）の免除

- 論文式筆記試験（必須科目）合格者は、論文式筆記試験の合格発表の日から2年間、論文式筆記試験（必須科目）が免除されます。

#### (3) 論文式筆記試験（選択科目）の免除

- 論文式筆記試験（選択科目）合格者  
論文式筆記試験の合格発表の日から永続的に論文式筆記試験（選択科目）が免除されます。
- 修士又は博士の学位を有する方  
論文式筆記試験（選択科目）の「科目」（工業所有権に関する法令を除く弁理士の業務に関する法律、例えば、民法（総則，物権，債権の範囲），民事訴訟法，著作権法，不正競争防止法，独占禁止法，行政法，国際私法，種苗法，半導体集積回路の回路配置に関する法律，関税法，不当景品類及び不当表示防止法，国際経済法など）に関する研究により所定の修士又は博士の学位を有する方のうち、

学位授与に係る論文の審査に合格した方は、論文式筆記試験（選択科目）が免除されます（本学大学院法学研究科知的財産コースで本制度利用可）。

○他の公的資格者

所定の公的資格者（司法試験合格者，司法書士，行政書士，技術士，一級建築士，第一種電気主任技術者，第二種電気主任技術者，薬剤師，情報処理技術者，電気通信主任技術者）については，各資格に対応する論文式筆記試験（選択科目）が免除されます。

平成28年度弁理士試験の実施結果

合格者統計

志願者数	4,679人
合格者数	296人
合格率	7.0%
平均受験回数	5.4回

合格者の構成

○年齢別	10代：0.0%，20代：17.6%，30代：52.4%，40代：19.9%，50代：9.8%，60代以上：0.3% 最年少：22歳 最年長：60歳
○職業別	会社員：53.4%，特許事務所：29.7%，無職：7.4%，公務員：4.1%，自営業：1.7%，学生：0.7%，法律事務所：0.7%，その他：2.4%
○男女別	男性：80.7%，女性：19.3%
○出身校別	理工系：86.5%，法文系：10.1%，その他：3.4%

大学別合格者数

出身校	人数	出身校	人数
東京大学	36 (25)	横浜国立大学	3 (4)
京都大学	27 (32)	千葉大学	3 (2)
東北大学	15 (9)	電気通信大学	3 (2)
東京工業大学	13 (12)	名古屋工業大学	3 (2)
東京理科大学	13 (12)	長岡技術科学大学	3 (0)
早稲田大学	12 (12)	神戸大学	2 (7)
慶應義塾大学	11 (13)	東海大学	2 (3)
日本大学	8 (6)	立命館大学	2 (3)
名古屋大学	8 (6)	金沢工業大学	2 (2)
大阪大学	7 (20)	大阪市立大学	2 (2)
北海道大学	6 (10)	東京都立大学	2 (2)
筑波大学	6 (5)	東京農工大学	2 (2)
広島大学	6 (4)	埼玉大学	2 (1)
関西大学	5 (8)	三重大学	2 (0)
九州大学	5 (7)	専修大学	2 (0)
中央大学	5 (6)	奈良先端科学技術大学院大学	2 (0)
大阪府立大学	5 (5)	富山大学	2 (0)
明治大学	5 (2)	その他大学	48 (84)
上智大学	4 (3)	短大・専門	0 (4)
熊本大学	4 (2)	高校	0 (2)
芝浦工業大学	4 (1)	計	296 (319)
静岡大学	4 (1)		

## 弁理士科研究室講義案内

講 義

弁理士科研究室における講義の年間スケジュールは、下記のとおりとなります。5月～翌年4月までが1サイクルとなっています。講義は、1コマ2時間です。

講座名	内 容	期 間
基礎講座	特許法	5月～2月
	意匠法	9月～1月
	商標法	5月～7月 1月～2月
	条約	2月～4月
	著作権法・不正競争防止法	2月～4月
	民法（司法科研究室）	5月～3月
論文基礎ゼミ	特・実、意、商	8月～2月
導入ゼミ	特・実、意、商	5月
論文ゼミⅠ（実践）	特・実、意、商	8月～3月
論文ゼミⅡ（直前）	特・実、意、商	4月～6月
論文答案練習会	特・実、意、商、民法	12月
	模試形式（特・実、意、商、民法）	6月～7月
口述練習会	模試形式	8月・10月
合宿	OB・OGによる特別講義	8月

講 師

小川 宗一（教授）	山田 武史（弁理士）
菊池 徹（弁理士）	西口 克（弁理士）
破魔 沙織（弁理士）	古田土拓也（弁理士）
林 哲彦（弁理士）	村野 直仁（平成28年度合格者）
星 俊輔（弁理士）	
新井 宏（平成28年度合格者）	

# ◆弁理士試験合格者からのメッセージ

## 合格者紹介①

### 勉強するなら！

折原 俊一（平成27年度弁理士試験合格）  
（平成26年3月法学部公共政策学科卒業）  
（平成28年3月大学院知的財産研究科修了）  
（平成28年4月より都内の民間企業にて勤務）



この学生研究室案内をご覧になっているほとんどの方が、「弁理士？聞いたことないなあ」と思われるでしょう。私の友人も弁理士の話をすると、ほとんどの友人が「何でも屋さんの資格？」と勘違いします。したがって、最初に、【知的財産】と【弁理士】について、簡単にご説明いたします。

知的財産と聞くと、自分達の生活とは遠いものを感じるかもしれませんが、生活をしていると、知的財産に触れる機会がたくさんあります。例えば、スマートフォンには、発明の約10万の特許、ブランドの商標等の知的財産が関わっています。つまり、【我々の生活と知的財産は密接な関係】にあるのです。また、昨今の便利で豊かな生活は、企業や発明家がたくさん発明をしたことによって作られました。しかし、発明をしたら自動的に特許として保護されるわけではありません。特許庁に対して、権利をください！と言って、それが認められて初めて特許権として保護されるのです。この作業は、専門的な知識を要し、簡単なものではありません。そこで、弁理士が、この作業の間に入って、特許庁に対して権利をくださいと言うのです。これが、弁理士の主な仕事で、弁理士とは【知的財産のプロフェッショナル】と呼ばれる人達なのです。

次に、なぜ、私が弁理士資格の取得に向けて勉強をしようと思ったのかについてお話します。私の大学1年～3年生の生活は、サークル活動やアルバイト等遊んでばかりでした。しかし、【ゼミナール】が私に弁理士資格取得という道を教えてくれました。大学3年時より知的財産法のゼミ（加藤浩教授）に所属し、ゼミ生と知的財産を学んでいくうちに知的財産に惹かれていくと共に、弁理士資格を知りました。そこで、【勉強するなら、難関資格の弁理士試験に挑戦してやろう！】と思い、大学4年時より弁理士科研究室に在籍し、弁理士資格の取得に向けて勉強をしました。

そして、弁理士科研究室に入るメリットについてお話いたします。今回は、2つのメリットをお話します。まず1つが、【一緒に勉強できる仲間がいること】です。研究室に所属し、勉強をしていくと、辛いことがたくさん待っています。誘惑は多いし、お金はないし、友人達が遊んでいる中で、私達は勉強しなければなりません。このような状況に、一人で挑むとなると気持ちが折れていたかもしれません。しかし、弁理士科研究室は、一緒に勉強できる仲間がいます。辛い勉強も、一緒に勉強できる仲間がいれば乗り越えていけます！もう1つが、【長い伝統と素晴らしい講師や先輩方がいること】です。入室するまで知らなかったことですが、弁理士科研究室の歴史は古く、たくさんの弁理士の先輩方がこの研究室にはおります。また、わかりやすく丁寧な授業をしてくださる講師の方もいます。これにより、様々な貴重な話を聞けるだけでなく、格安の値段で授業を受けられます。これも、長い伝統と素晴らしい講師や先輩方がいる】からこそできることです。

もし、これをご覧の方で、とりあえず資格を取りたいと思っていられる方がいたら、学生研究室に入室することを強くお勧めいたします。それは、弁理士科研究室以外の研究室でもよいと思いますし、簿記検定等でも良いとも思います。しかし、勉強するならば、ちょっとした資格ではなく、難関資格に挑んでみませんか？

弁理士科研究室は、そういったチャレンジ精神を持つ方をお待ちしております！！

## 「弁理士」という選択肢

早坂 光紀 (平成27年度弁理士試験合格)  
(平成27年 3月法学部法律学科卒業)  
(平成25年 8月都内特許事務所勤務)  
(平成28年 4月より都内の民間企業にて勤務)



私は大学2年次に弁理士科研究室へ入室し、3回目の受験で弁理士試験に合格しました。弁理士試験は難関国家資格と位置付けられており、私が合格した年も合格率が6.6%と、合格までの道のりは長く険しいものでした。本稿は私の合格体験記を綴ったものです。少しでも皆さんの参考になれば幸いです。

私はかなりの多趣味です。そこで、まず私が受験を始めるにあたり考えたのは、「人付き合いや趣味を受験勉強で犠牲にしないこと」でした。遊びたいときには遊ぶ、というこれまでのスタイルと、受験勉強とをどれだけ両立できるかということのひとつのテーマとしました。長期的なスパンでの、自分の人生設計の選択肢を増やしたいという思いから、弁理士試験に挑戦してみようと思うに至ったのです。

そしてもちろん、「大学生活も手を抜かないこと」は大前提です。ですので、弁理士試験を始めたことで大学生活が中途半端にならないように、というのはかなり意識していました。サークルやゼミナール、アルバイト、企業インターンシップ等には積極的に取り組んできましたが、これらの経験はかけがえのないものとなっています。

学生の若いうちは、人生設計の選択肢は無限にあります。選択肢を増やすためにも、視野を広げ、大学生活も手を抜かないことは重要です。私の中で、弁理士はあくまでも選択肢のひとつにすぎませんでした。

けれども、私にとって、弁理士という選択肢を選んだことは最良かつ最善の選択だったと思っています。なぜなら、私にとって弁理士という職業は天職であると実感しているからです。弁理士の仕事は、発明を文章に書き起こして特許出願し、発明を保護することや、企業のロゴマークや商品名を商標出願し、ブランドを保護することなど、その他にも書ききれないほど多岐に渡ります。しかし、いずれにせよ、弁理士の仕事全般にいえることは「文章作成能力」です。在学中から始めた特許事務所でのアルバイトでも文書を作成する機会が多かったのですが、私はもともと文章を書くことが好きだったため、苦ではなく、むしろ楽しく仕事ことができました。そのような体験から、やはり自分の好きなこと・楽しいことを仕事にしたいという思いから、弁理士を目指すに至りました。

そして、受験生としてはお世辞にも勤勉だったとはいえなかった私が弁理士試験に合格できたのは、弁理士科研究室のおかげだと思っています。弁理士科研究室の良さは、合格に必要な最新の資料・書籍が設けられており、常に利用可能であることです。さらに、講義の質が非常に高いことも魅力です。年間で数十万円もかかる予備校の講義と何ら遜色のない講義を格安で受講できるのは、弁理士科研究室以外にはないと思います。また、先生方は毎回熱心に講義を行ってくれたり、私たち受験生に親身になってサポートしてくれます。講師と学生との距離が近いことも他の予備校にはない弁理士科研究室ならではの魅力です。

このように、弁理士を目指すならば、弁理士科研究室へ入室することが一番の近道です。弁理士という選択肢を考えている方は、ぜひ、弁理士科研究室へ入室してみてください。お待ちしております。

## 「人とは違う何か特別なものを…」

星 俊輔（平成26年度弁理士試験合格）  
（平成28年3月法学部経営法学科卒業）  
（平成28年4月より都内の民間企業にて勤務）



新一年生の皆さん、ご入学おめでとうございます。皆さんそれぞれが、これから始まる大学生活に、夢や希望を持つと同時に、不安や悩みを抱えていることでしょう。

このパンフレットを読んでいる皆さんの中でも「弁理士」という言葉を初めて聞いた方も多いのではないのでしょうか？よく「便利屋さん??」と間違われますが、違います。簡単にご紹介いたしますと、知的財産権法のプロフェッショナルになります。知的財産とは、財産的価値のある目に見えない情報のことです。例えば、特許や商標、著作権という言葉は皆さんも一度は聞いたことがあるのではないのでしょうか？つまり、弁理士とはアイデアという“目に見えない財産”を保護する法律家なのです。

今の時代は、昔のようにモノを作れば作った分だけ売れるという時代ではありません。自社の製品やサービスを他社の製品やサービスから差別化し、いかに顧客が欲しがるような付加価値を付与していくことが将来皆さんが就職するであろう企業としても必要となってきます。また、近年のインターネットの普及に伴い、情報化社会が形成され、ヒトが欲しがるものは目に見える手で触れることができるアナログなものから目に見えない手では触れることができないデジタルなものに変遷してきています。

つまり、既存の産業や社会に新しい分野や構造を生み出すイノベーションの力を活用し、社会の活性化を図ることが重要となってきます。そんな中で、いち早く活用できるものが知的財産であり、弁理士はその一端を担うことができる存在です。

さて、前置きが長くなりましたが、私は、大学一年生のときに弁理士科研究室に入室し、二年間の勉強を経て、大学三年生のときに弁理士試験に合格いたしました。「大学受験が終わったばかりなのに、なんでまたすぐに勉強なんてするんだ!？」という方もおられるかと思います。私は、高校一年生のときに高校を中退し、フリーター、飲食店の正社員を経て、高等学校卒業程度認定試験（俗にいう大検）に合格して、この日本大学法学部に入学しました。おそらく、大学に来る大半の方がしっかりと高校を卒業して入学されることと思います。そんな経歴から、高校をしっかりと卒業できなかったというコンプレックスを感じていましたので、「世間一般でいう普通の大学生と同じことをしてはダメだ!」と入学当初から感じており、また、音楽好きということも幸いし著作権にも興味がありましたので、「資格を取得し、知的財産に関わる仕事がしたい!」という想いが湧き、この弁理士科研究室の門を叩くことになりました。

弁理士科研究室では、弁理士を目指す上で、他の大学では絶対に用意することができない環境が揃っていると思います。講師の方々には、実際に実務を経験されているOB・OGの方々であり、学生だとなかなか資格を取った後の仕事のイメージが湧かず現実とずれてしまうことがあります。弁理士科研究室では講師の方々から講義中に実務での体験談も交えて教えてくださいます。そのため、将来、自分が働くイメージが浮かびやすく、また、勉強へのモチベーションも上がり、自分の人生を自由に思い描くことができます。

われわれ弁理士科研究室一同は、皆さんの大学生活が有意義なものとなるよう最大限のお手伝いができる体制を準備してお待ちしております。

## やりたいことにチャレンジ

古田土拓也（平成26年度弁理士試験合格）  
（平成27年3月法学部経営法学科卒業）  
（平成27年4月より都内特許事務所勤務）



皆さんは、大学に入学してやりたいことはありますか？

私は、日本大学付属の高校出身で、一般の入学試験よりも早く日本大学法学部への進学が決まり、特別に何かをすることもなく入学までの期間を過ごしていた記憶があります。そうしたこともあってか、大学へ入学した時には、「何でもいいから、自分でやってみたいことを頑張ろう」と、漫然と考えておりました。そんな時、私は、皆様が今見ていらっしゃるパンフレットを見て、資格試験の勉強を支援する研究室があるということを知りました。その当時は、大学に来て資格のために勉強をするとは考えてもいませんでしたが、こうした勉強を通じて何かが変わる、ひいては、自分のやりたいことがそこにあるのではないと、かすかな期待を胸に研究室の説明会に参加しました。そこで、人のアイデアを保護するための権利である「知的財産」という言葉とその知的財産を専門とする弁理士という職業が存在することを知りました。また、現役の弁理士で弁理士科研究室のOB、OGの方からもお話を伺うことができ、そこで聞いた「弁理士が不動産等の目に見える財産を保護する法律家であるとしたら、弁理士はアイデアという目に見えない財産を保護する法律家といえる」という言葉に惹かれるものを感じたため、弁理士科研究室に入室し、弁理士試験を志すことにしました。

ここで、ごくごく一部ではありますが、実際に弁理士科研究室に入室し、弁理士試験合格までを通じて、私が感じたこの研究室の魅力というものをご紹介したいと思います。

まず、一つ目は、弁理士科研究室では、一緒に弁理士試験を志す仲間がいることです。一人で黙々と勉強していると、どうしても勉強が飽きてくるといったことに陥りやすいのですが、弁理士科研究室には、同年代の仲間が切磋琢磨できる環境があるので、常にモチベーションを維持することができました。もう一つは、毎週多くの講義が開催されていることです。講義の講師陣は講師として活躍されている方と近年の合格者を中心に、初学者であった私でもついていくことのできる基礎的な講義から、近年の試験傾向に対する対策まで幅広い講義が行われております。また、講師陣は、研究室の先輩の方々ですので、質問や勉強方法についても伺うことができるのでより効率のよい勉強をすることができました。また、弁理士科研究室では、多くの合格者を輩出しており、本年度の弁理士試験では、全国の大学院生を含めた学生の合格者7人中2人が弁理士科研究室所属です。こうした魅力ある環境が整っている弁理士科研究室こそ、弁理士試験を志すにはうってつけの場所ではないかと私は感じております。

最後になりますが、大学生活4年を通じて皆様もやりたいことに巡り合え、そしてそれにチャレンジしていければ幸いです。そして、もし、弁理士試験にご興味を持っていただけるのであれば、ぜひ、弁理士科研究室への入室を考えてはいかがでしょうか。

弁理士科研究室は、皆様を心よりお待ちしております。

## 知財のスペシャリストを目指して

林 哲彦（平成26年度弁理士試験合格）  
（平成24年3月法学部法律学科卒業）  
（平成26年3月大学院知的財産研究科修了）  
（平成26年12月より都内特許事務所勤務）



この研究室案内を読んでいる皆様の中には「弁理士」という言葉を初めて知ったという方もおられるかと思いますが、まず「弁理士」の業務範囲について説明させていただきます。「弁理士」は、独占的に実施することができる業務範囲が法律で定められている業務独占業務であり、主な業務としては、特許・実用新案・意匠・商標といった知的財産に関する出願手続の代理があります。また、近年においては、弁理士法の改正に伴い、知的財産に関するコンサルティング、ライセンス契約の交渉、仲裁の手続の代理等、その業務範囲は知的財産全般に広がってきています。

私は、日本大学大学院知的財産研究科に入学後、1年生のときに弁理士科研究室に入室し、2年間の勉強生活を経て、大学院を卒業した年に弁理士試験に最終合格することができました。入室した理由としては、せっかく大学院に入って専門的な勉強をするのだから何か勉強した成果を形として残してみたいという気持ちと、今まで生まれてこの方ががんばったことがなかったもので、難しいといわれる弁理士試験に挑戦してみることで、何か得るものがあるのではないかという気持ちと、が半々だったと思います。

入室後の2年間は、本当にあっという間に過ぎました。それぐらい濃密な時間をこの研究室で過ごすことができたのだと思います。この研究室の良さは、まず、弁理士試験に必要な資料がとても充実していることが挙げられます。これらの資料は常に最新版が置かれており、自分では必要最小限の書籍を買うだけで済んでしまいます。さらに、講義の質が本当に高いこともこの研究室の魅力の1つです。講義を行っていた方々は、講師として活躍なされている方も多く、近年の試験傾向も十分に考慮された講義が行われています。講師の方々もこの弁理士科研究室で勉強された方々なので、皆、在室生の立場に立って親身にサポートしてくれます。この点も他の受験機関では得られない環境かと思えます。そして何より、この研究室には一緒に弁理士試験を目指して切磋琢磨できる仲間や先輩がたくさんいます。わからないところは仲間と一緒に考えてたり、先輩に教えてもらうこともできます。また、勉強仲間は仲間であると同時に良きライバルでもあります。私も仲間がいたからこそ最後まであきらめずに勉強することができましたし、ライバルがいたからこそ2年間で合格できたのだと思います。この勉強仲間の存在こそが、研究室で得られる一番の宝なのかもしれません。

このように、弁理士を目指すにあたって、私はこの弁理士科研究室に入室することが一番の近道であると確信しております。そもそも「弁理士科研究室」といった研究室が設けられている大学は日本大学以外にほとんどなく、日本大学に在学しているということは、弁理士を目指すうえではこれ以上ない環境にいるといっても過言ではありません。あとは皆さんの弁理士試験に挑戦しようという気持ち、それさえあればもう合格は目の前です。あとはご自身の努力でそれを掴み取ってください。

皆さんの合格を、心よりお祈りしております。